第１編　総則・復興体制

第１章　総則

第１章　第１節

震災復興マニュアルの目的等

1　目的と背景

阪神・淡路大震災は、都市直下で起こるマグニチュード７クラスの地震の恐ろしさと都市復興の難しさを改めて教えてくれた。阪神・淡路大震災の教訓は、震災復興には長い時間を必要とし、広範囲の施策を実施しなければならず、事前に備えをしていなければ対処することができないということにある。

区は、これまで災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定し、震災時の初動期における応急対策を定めている。しかし、その後に起こる復興の取組については、その行動手順が必ずしも明確ではないことから、復興に向けた行動手順をあらかじめまとめた震災復興マニュアルを策定することとした。

なお、マニュアル策定に当たっては、震災復興が東京都との連携なしにはできないことから、東京都の震災復興マニュアル（復興プロセス編および復興施策編）との整合を図っている。

2　役割と位置づけ

本マニュアルは、区職員がそれぞれの部課において、震災復興で果たす役割と手順を示したものである。

本マニュアルは、地域防災計画に定める震災復興についての事項を根拠とし、その内容を詳細に示したものである。

震災復興とは、単に「元に戻す」のではなく、災害に強いまち、被災を繰りかえさないまちをつくることであり、目標とする復興水準については、基本構想や基本計画および都市計画マスタープランなどを踏まえて設定するものである。

3　マニュアルの構成

本マニュアルは、「総則・復興体制」「都市の復興」「生活復興」「資料編」の４編から構成されている。また、各項目の主担当部署は３～５ページのとおりである。

第1編　総則・復興体制	○マニュアルの目的と位置づけ、被害想定、復興準備、復興の全体像、復興体制の整備等
第2編　都市の復興	○都市の復興、地域協働復興、住宅の復興
第3編　生活復興	○くらしの復興、産業の復興
資料編	○参考資料等

◎:実施責任担当課、●:支援・連携、△:マニュアル更新担当

マニュアル改訂版（令和元年度） 構成および項目ごとの担当部課				地域防災計画の記載	区長室	企画部・区政改革担当部			危機管理室				会計管理室	総務部		人事戦略担当部		施設管理担当部	区民部		産業経済部		地域文化部		福祉部					高齢施策担当部			健康部				地域医療担当部		環境部	都市整備部							土木部				教育振興部			こども家庭部		その他
					広報広聴課	企画課	財政課	情報政策課	室全体	防災計画課	区民防災課	危機管理課	室全体	部全体	経理用地課	職員課	人材育成課	施設管理課	部全体	戸籍住民課	経済課	商工観光課	地域振興課	文化・生涯学習課	部全体	管理課	生活福祉課	障害者施策推進課	総合福祉事務所	部全体	高齢社会対策課	介護保険課	部全体	健康推進課	生活衛生課	保健予防課	部全体	地域医療課	清掃リサイクル課	部全体	都市計画課	交通企画課	まちづくり各課	住宅課	開発調整課	建築課	建築審査課	部全体	管理課	道路公園課	計画課	部全体	学務課	教育指導課	部全体	子育て支援課	
編	章	節	（項）																																																			
第1編 総則・復興体制	第1章 総則	第1節 震災復興マニュアルの目的等	1 目的と背景																																																			
			2 役割と位置づけ																																																			
			3 マニュアルの構成																																																			
		第2節 震災復興の基本的な考え方	1 本マニュアルの前提となる被害想定	★																																																		
			2 災害対策本部と震災復興本部の関係																																																			
			3 練馬区震災復興本部体制																																																			
		第3節 震災復興のタイムライン	1 震災復興の全体像																																																			
		第4節 事前まちづくりと復興への準備	1 災害に強いまちづくり	★																																				◎△	●	◎△			◎△				●						◎△（まちセン）
			2 地域コミュニティの活性化	★							◎△											◎△	◎△																	◎△		◎△														◎△（まちセン）
			3 復興への意識啓発と復興訓練									◎△																												◎△																●（関連各部課）
	第2章 復興体制の整備	第1節 震災復興本部の設置	1 震災復興本部の設置	★					●																															◎△																
			2 震災復興本部会議の開催	★	●				●																															◎△																
			3 職員配置・受援（他自治体等への応援要請）	★						●△						◎△	◎																																						●（各部）
		第2節 被害状況と復興需要の把握	1 住家の公的被害認定調査（住家被害認定調査）	★																																				◎△																●（他課、外部応援）
			2 区有施設の被害状況の把握	★		●												◎△																																					◎（各区有施設所管課）
			3 被災者生活実態調査																					◎	△																														◎△
			4 中小企業の被害状況等の把握																		◎△	◎																																	
			5 園児・児童・生徒の状況把握	★																																													◎△			◎			
			6 被災統計データベースの構築							●																														△●								●	●						◎（調査の担当課、データベース利用課）、●（各区有施設所管部課、各課）
			7 生活再建状況の継続的把握			△																																																	◎（震災復興本部事務局）、●（各所管課）
			8 住まいとまちの復興状況の継続的把握																																					△						●										◎（震災復興本部事務局）、●（各所管課）
		第3節 り災証明書の発行	1 り災証明書の発行	★				●											●	◎△																			●					●	●										
			2 被災者台帳の整備	★																																																			◎（関係各課）、△（震災復興本部事務局）
		第4節 震災復興基本計画の策定	1 震災復興基本方針の策定			◎△																																																	●（関係部課）
			2 震災復興基本計画の策定			◎△	●																																																	●（関係部課）
		第5節 財源確保・復興基金	1 震災復興のための財政需要の推定				◎△																																																	●（各部課）
			2 復興基金				◎△																																	◎△																
		第6節 用地確保と利用調整	1 用地の確保と利用調整							◎△					◎△																																								●（災害対策本部、各課）
		第7節 がれき処理	1 がれき処理																																			●△																		◎（区有施設所管課）
		第8節 ボランティア	1 一般ボランティアの受入れ	★																					◎△																														
		第9節 広報・相談	1 広報活動		◎△																																																		◎△（関係各課：個別広報）、●（災害対策本部、広報班、復興対策本部）
			2 相談体制		◎△																																													●						◎（関係各課）、●（復興対策本部、各部課）
第2編 都市の復興	第1章 都市の復興	第1節 被害概況の把握	1 家屋被害概況の把握																																																			◎△（災対都市整備部（復興班））
		第2節 都市復興基本方針の策定と展開	1 都市復興基本方針の策定	★																																				◎△																
			2 第1次建築制限の実施	★																																				◎△					●△										●（関係各課）
			3 家屋被害状況調査																																					◎△																●（他課、外部応援）
			4 時限的市街地							●					●																									◎△		●														●（関係各課）
			5 復興対象地区区分	★																																				◎△		●														●（関係各課）
		第3節 都市復興基本計画の策定と展開	1 都市復興基本計画（骨子案）の策定	★																																				◎△																
			2 第2次建築制限の実施	★																																				◎△					●△										
			3 復興まちづくり計画の策定	★																																				◎		◎△														
			4 都市復興基本計画の策定	★																																				◎△		●														●（関係部課）
		第4節 復興事業の推進	1 復興事業計画の策定	★																																				●		◎△														●（関係各課）
			2 復興事業の実施	★			●																																	◎△		◎	●													◎△（まちセン）
			3 復興事業完了への取組																																					◎△		◎	◎													◎△（まちセン）
			1 復興準備会の立上げ																																					△		◎														
			2 復興準備会と事前協議																																					△		◎														
		第2節 復興まちづくり協議会の結成	1 復興まちづくり協議会の発足と認定																																				●	△		◎														●（地区担当）
			2 区と協議会との意見交換	★																																			●	△		◎														●（地区担当）
		第3節 時限的市街地の展開	1 時限的市街地づくりの方針原案の策定	★						◎					◎																								●			◎△													●（地区担当）
			2 時限的市街地の配置計画の策定、建設	★											◎																											◎△													●（地区担当）
			3 時限的市街地の運営体制づくり	★																																			●			◎△													●（地区担当、福祉部等）
		第4節 がれき撤去と住まいの再建	1 がれき撤去と住まいの再建						●△																													◎△				◎	◎													●（地区担当）
		第5節 復興まちづくりへの支援	1 復興まちづくり広報の展開																																							◎△														●（地区担当）
			2 復興まちづくり事務所と相談窓口の開設	★																																						◎△														●（地区担当）
			3 支援専門家の選任	★																																					◎△															◎△（まちセン）、●（地区担当）
		第6節 復興まちづくり計画案の検討	1 復興まちづくり方針説明会の開催	★																																						◎△														●（地区担当）
			2 復興まちづくり提案の検討と提出																																							◎△														●（地区担当、専門家）
			3 課題・地（街）区別の検討会	★																																						◎△														●（地区担当、専門家）
			4 復興まちづくり計画の策定	★																																						◎△														●（地区担当、復興対策本部）
		第7節 復興まちづくり事業の展開	1 復興事業計画の策定	★																																					●		◎△														●（まちセン）
			2 復興事業完了への取組																																						◎△		●	◎													◎△（まちセン）
	第3章 住宅の復興	第1節 被害状況の把握	1 住宅の被害状況の把握	★																																				◎△			◎△													●（生活再建関係各課）
			2 区営住宅等の被災度区分判定の実施	★														◎△																									◎△													
			3 応急危険度判定の実施	★																																								◎△		◎△										
			4 被災宅地危険度判定の実施	★																																								◎△		◎△										
		第2節 応急的な住宅の確保	1 被災住宅の応急修理	★																																							◎△		◎										
			2 住宅復興計画の策定																																					●			◎△													●（災対都市整備部）
			3 仮設住宅等応急的な住宅の確保	★														●																									◎△													●（東京都）
			4 仮設住宅の建設・撤去															◎△																									◎△													
			5 入居者の募集・選定	★																					●																		◎△													●（各避難拠点）
			6 仮設住宅等応急的な住宅の管理	★																														●									◎△													
		第3節 自力再建への支援	1 民間住宅に対する再建支援																																							◎△														
			2 賃貸住宅入居者に対する支援																																							◎△														
		第4節 集合住宅再建への支援	1 マンション建替え等の合意形成支援																																					◎△			◎△													◎△（まちセン）
			2 マンションの建替え・補修支援事業																																								◎△													
		第5節 区営住宅	1 区営住宅の補修・建替え															●																									◎△													
			2 民間住宅の買取り・借上げ	★																																							◎△													

◎:実施責任担当課、●:支援・連携、△:マニュアル更新担当

マニュアル改訂版（令和元年度） 構成および項目ごとの担当部課				地域防災計画の記載	区長室	企画部・区政改革担当部			危機管理室				会計管理室	総務部		人事戦略担当部		施設管理担当部	区民部		産業経済部		地域文化部			福祉部					高齢施策担当部			健康部					地域医療担当部		環境部	都市整備部							土木部				教育振興部			こども家庭部		その他
					広報広聴課	企画課	財政課	情報政策課	室全体	防災計画課	区民防災課	危機管理課	室全体	部全体	経理用地課	職員課	人材育成課	施設管理課	部全体	戸籍住民課	経済課	商工観光課	地域振興課	文化・生涯学習課	部全体	管理課	生活福祉課	障害者施策推進課	総合福祉事務所	部全体	高齢社会対策課	介護保険課	部全体	健康推進課	生活衛生課	保健予防課	部全体	地域医療課	清掃リサイクル課	部全体	都市計画課	交通企画課	まちづくり各課	住宅課	開発調整課	建築課	建築審査課	部全体	管理課	道路公園課	計画課	部全体	学務課	教育指導課	部全体	子育て支援課	
編	章	節	（項）																																																				
第３編 生活復興	第１章 くらしの復興	第１節 くらしとコミュニティの復興	１くらしと健康の回復	★																				◎△					◎△			◎△					◎△																◎△		◎△（教育委員会）
			２商店街等の生活拠点の確保																		◎△	◎△																																	
			３地域コミュニティの再建と強化																				◎△																																
		第２節 医療・保健衛生・福祉	１医療機関	★																													◎△		◎△		◎△																		●（災対健康部）
			２医療救護所の継続運営	★																													◎△				◎△																		●（災対健康部）
			３被災者の健康管理	★																													◎△																						◎△（保健相談所）、●（災対健康部）
			４メンタルヘルスケア	★																															◎△																				●（災対健康部）
			５防疫活動	★																															◎△																				●（災対健康部）
			６社会福祉施設の再建																						◎△	◎△	◎△			◎△																									◎△		
			７要配慮者の生活状況の確認	★																					◎△			◎△																												
		第３節 生活環境の確保、生活支援、生活物資	１公衆浴場	★																	◎△													◎△																						●（災対健康部）
			２生活衛生関係の情報提供																															◎△																						
			３食品・飲料水の安全確保	★																														◎△																						●（災対健康部）
			４ごみ処理	★																																		△																		◎（災対環境部）、●△（各清掃事務所）
			５防犯	★								◎△																																												
			６動物保護	★																														◎△																						●（各避難拠点）
			７災害援護資金、生活福祉資金、住宅資金	★																						◎△		◎△															◎△													◎△（災対都市整備部）
			８災害弔慰金、災害障害見舞金	★																								◎△																												
			９被災者生活再建支援金	★																								◎△																												
			１０義援金	★									◎△		◎△											◎△		◎△																												
			１１生活保護																									◎△																												
			１２税金、保険料等の減免等	★																											◎△																								◎△（災対区民部）
			１３生活物資	★					◎△					△												◎△																														◎（災対総務部）
		第４節 学校教育、文化社会教育、区民活動支援	１区立学校の授業再開																																															◎△						
			２私立幼稚園の再建支援																																																◎△				
			３被災児童生徒への支援	★																																														●	◎△	◎△			
			４被災児童生徒のメンタルヘルスケア	★																																															◎△			◎△（学校教育支援センター）
			５被災文化財の修復等																					◎△																															
			６地域の区民活動への支援																				◎△																																◎（災対本部事務局）
	第２章 産業の復興	第１節 被害状況の把握	１被害状況の把握	★																	◎△	◎△																																	
		第２節 産業復興基本方針と産業復興基本計画の策定	１基本方針と基本計画の策定			●															◎△	◎△																																	
		第３節 産業再建支援	１産業再建に対する支援																		◎△	◎△																																	
			２産業融資あっせん等の充実																		◎△																																	
		第４節 雇用の維持拡充	１雇用の維持拡充																		◎△	◎△																																	
			２雇用調整助成金制度の周知																		◎△	◎△																																	

第１章　第２節

震災復興の基本的な考え方

1章

1　本マニュアルの前提となる被害想定

★地域防災計画
Ⅰ防災共通編
第1部　総則
第3章 被害想定
第3節 想定結果の概要

被害想定は、東京都防災会議が平成24年４月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」（以下「都の被害想定」という。）に基づいている。しかし、実際の被害がこの想定を上回る可能性を考慮し、本マニュアルの記述内容はこの被害想定を超える被害が発生した場合でも対応できるものとした。

下表に、都の被害想定による練馬区と23区全体の被害の最大値およびその被害想定の前提を示す。

区　　分	練馬区		23区全体	
	被害の最大値	前提	被害の最大値	前提
面積	－	48.2㎢	－	616.7㎢
震度別面積率		多摩直下地震		東京湾北部地震
５弱以下	0.0%		0.0%	
５強	0.0%		0.0%	
６弱	98.3%		30.0%	
６強	1.7%		69.8%	
７	0.0%		0.2%	
建物等被害算定の前提	－	146,398棟	－	1,827,137棟
木造	－	114,320棟	－	1,221,273棟
非木造	－	32,078棟	－	605,864棟
建物等の被害		多摩直下地震 冬18時 風速８m/秒		東京湾北部地震 冬18時 風速８m/秒
原因別建物全壊棟数	2,611棟		111,898棟	
揺れによる全壊	2,601棟		110,145棟	
棟数　木造	2,393棟		97,374棟	
棟数　非木造	208棟		12,771棟	
率　木造	2.1%		8.0%	
率　非木造	0.6%		2.1%	
液状化による全壊	7棟		1,109棟	
急傾斜地崩壊による全壊	3棟		644棟	
焼失棟数（倒壊建物を含む）	3,022棟		195,309棟	
焼失棟数（倒壊建物を含まない）	2,968棟		182,188棟	
焼失率（倒壊建物を含む）	2.1%		10.7%	
出火件数	12件		754件	
原因別建物半壊棟数	13,941棟		295,020棟	
揺れによる半壊	13,537棟		232,268棟	
液状化による半壊	398棟		61,668棟	
急傾斜地崩壊による半壊	6棟		1,084棟	
震災廃棄物				
重量	101万ｔ		4,049万ｔ	
体積	140万㎥		4,807万㎥	

区　　分	練馬区		23区全体	
	被害の最大値	前提	被害の最大値	前提
人的被害等算定の前提	-	夜間人口 716,124人 昼間人口 530,628人	-	夜間人口 8,945,695人 昼間人口 11,284,699人
人的被害				
死者	212人	多摩直下地震 冬5時 風速8m/秒	9,337人	東京湾北部地震 冬18時 風速8m/秒
建物倒壊等による死者	164人		5,222人	
急傾斜地崩壊による死者	0人		54人	
地震火災による死者	32人		3,964人	
ブロック塀、自動販売機の転倒、屋外落下物による死者	16人		93人	
再掲：要配慮者死者数	96人		4,741人	
屋内収容物による死者（参考値）	11人		218人	
負傷者	5,389人		140,227人	
建物倒壊等による負傷者	4,715人		119,153人	
急傾斜地崩壊による負傷者	0人		67人	
地震火災による負傷者	86人		17,501人	
ブロック塀、自動販売機の転倒、屋外落下物による負傷者	588人		3,506人	
屋内収容物による負傷者（参考値）	223人		5,518人	
うち重傷者数	585人		21,334人	
建物倒壊等による負傷者	337人		15,131人	
急傾斜地崩壊による負傷者	0人		34人	
地震火災による負傷者	24人		4,886人	
ブロック塀、自動販売機の転倒、屋外落下物による負傷者	224人		1,283人	
屋内収容物による負傷者（参考値）	49人		1,201人	
要救助者				
自力脱出困難者	1,331人	多摩直下地震 冬5時	58,821人	東京湾北部地震 冬5時
閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数	101台	多摩直下地震 冬18時	6,980台	東京湾北部地震 冬18時
ライフライン被害				
上水道（断水率）	28.3%	多摩直下地震	38.7%	元禄型関東地震
下水道（管きょ被害率）	19.8%		23.5%	東京湾北部地震
電力（停電率）	6.3%	冬18時、風速8m/秒	7.8%	冬18時、風速8m/秒
通信				
固定電話（不通率）	2.2%	多摩直下地震冬18時、風速8m/秒	10.0%、1.3%	東京湾北部地震 冬18時、風速8m/秒
携帯電話（停波基地局率）	20%未満	-	-	-
ガス（供給支障率）	95.3%	多摩直下地震	88.7%	多摩直下地震
避難者・帰宅困難者				
避難者	118,245人	多摩直下地震 冬18時 風速8m/秒	3,110,940人	東京湾北部地震 冬18時 風速8m/秒
避難生活者数	76,859人		2,022,111人	
疎開者人口	41,386人		1,088,829人	
帰宅困難者数（滞留者）	417,116人	冬12・18時	10,635,113人	冬12・18時
徒歩帰宅困難者数	98,294人		3,790,824人	

2　災害対策本部と震災復興本部の関係

災害対策本部は、災害対策基本法に基づいて、災害の発生またはその恐れがある場合の「防災の推進」（未然防止・応急復旧）のために設置するものであり、災害を機に復興に取り組むことは含まれないものである。

一方、震災復興本部は、自主条例を根拠にして設置するものであり、応急復旧対策が一段落した段階で、都市復興や区民生活の再建などの生活復興に関する対策を、迅速かつ計画的に遂行することを目的とする。復興に要する期間をみても、住まいの復興は数年、都市や産業の復興には５年、10年といった期間が必要になる。

阪神・淡路大震災、東日本大震災などの事例をみても、長期的な都市の復興・まちの復興は、震災復興本部を設置して機動的に対応している。抜本的な市街地整備を伴わない復旧止まりの災害（水害、小被害の地震等）では、災害対策本部で対応することもできるが、長期的な取組を要する場合には、企画部門や都市計画部門といった組織が事務局になる震災復興本部を設置し、復興計画へと発展させていくことが必要である。

住民サービスの面からみると、災害応急対策が一段落した段階で、それまで一時的に中断していた通常業務を再開することに全力を注がなければならない。また、区内でも地域によって軽微な被害である場合には、その後の復興業務と通常業務が並行して進められることになり、応急対策が目的である災害対策本部での対応には限界がある。

さらに、災害対策本部は、地域防災計画として事前に計画された業務を実施するが、震災復興本部の業務は被災の程度により復興のビジョンや新規の施策展開を求められるという違いがある。

連続的な復興という理念のもとで、災害対策本部で完了する業務、震災復興本部に移行する業務、震災復興本部で取り組む業務を便宜的に区分すると次ページのようになる。

◆取り組まなければいけない代表的な対応事項についての比較

対応事項	災害対策本部 （被災直後～概ね２か月）	震災復興本部 （被災後１週間～数年）
情報の収集	公共施設の被害把握 被害概況調査 応急危険度判定	被害状況調査 家屋被害データベースの作成 被災者生活実態調査（地域福祉需要調査） 商店街・事業所の被害調査 区民生活の復興支援のための各種調査
がれき処理	道路啓開に伴うがれき処理	がれき処理
応急住宅の提供	応急仮設住宅用地確保から入居まで	復興住宅の建設、仮設住宅入居者に対する生活支援
施設の復旧	応急復旧	恒久的な復旧、再建
用地の調整	応急的な用地の調整	時間的な需要の変化を考えた用地の調整
り災証明		り災証明書発行

3　練馬区震災復興本部体制

① 災害対策本部と震災復興本部の連携について

両本部の構成員は一部重複しているので、災害対策本部関係会議開催後、続けて震災復興本部関係会議を開催するなど、効率的な会議運営に努めるものとする。

また、復興の進め方に大きな影響を与える「がれき処理基本方針」「応急的な住宅供給計画」「広報・広聴」といった応急事業計画等については、両本部でとくに緊密な連絡調整を行う。

② 災害対策本部の縮小・廃止と震災復興本部への引継ぎ

災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、または災害応急対策の完了に伴い、復興本部への引継ぎ、もしくは通常業務への移行を行う。

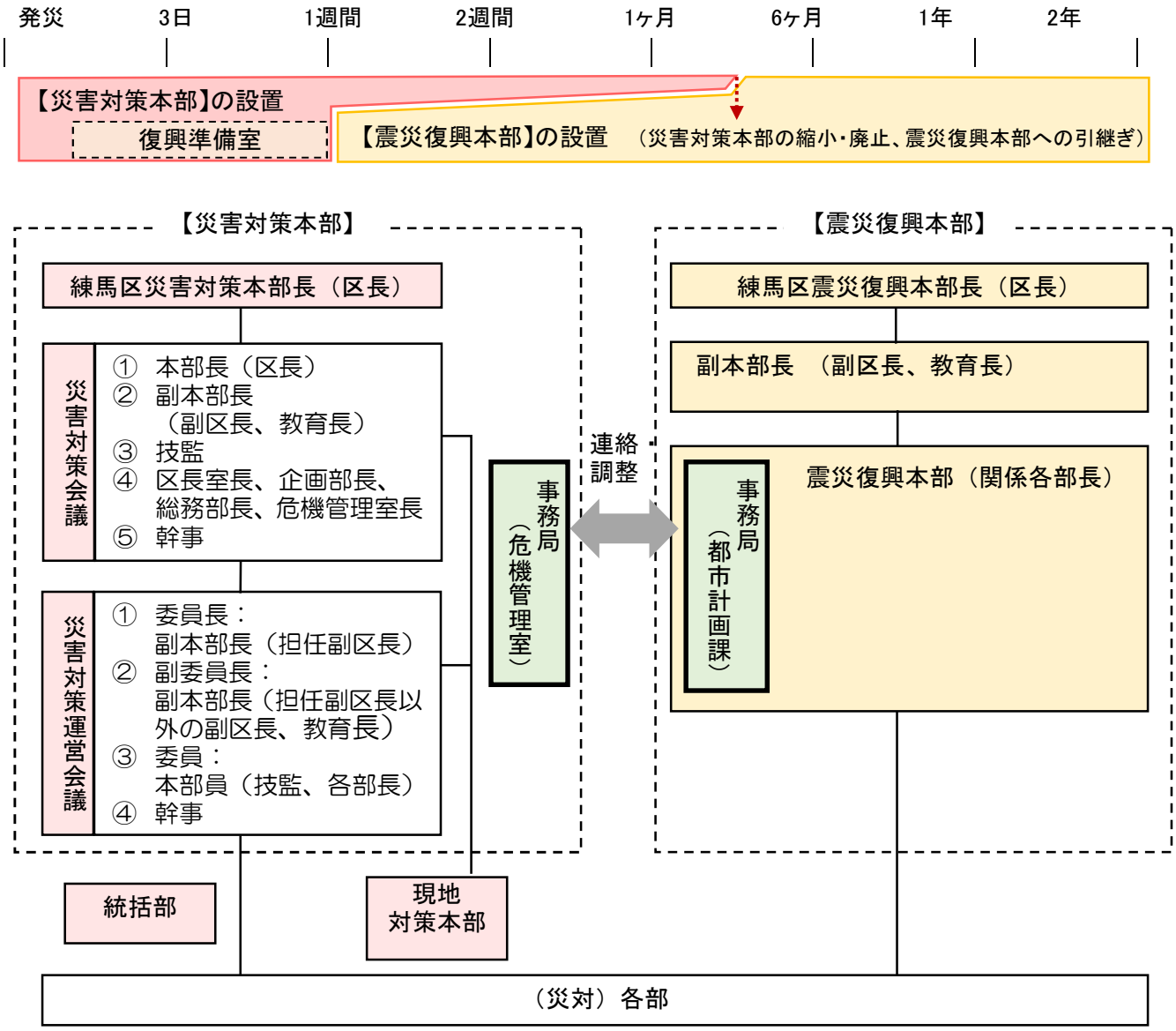

◆練馬区震災復興本部の各部分掌事務

部名	分掌事務
区長室	１　広報・広聴および報道機関との調整に関すること。 ２　情報提供に関すること。 ３　各種相談体制の調整に関すること。
企画部 区政改革担当部	１　震災復興方針および計画の策定に関すること。 ２　震災復興事業の総合調整および進行管理に関すること。 ３　震災復興に関する予算に関すること。 ４　震災復興基金に関すること。 ５　震災復興に関する国・都への要望事項の取りまとめに関すること。 ６　関連する視察への対応に関すること。 ７　用地の確保に係る計画の立案および調整に関すること。
危機管理室	１　災害情報の収集および関係部署への伝達に関すること。 ２　東京都および関係防災機関との連絡調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。 ３　災害対策本部と震災復興本部の連携に関すること。 ４　用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。 ５　安心・安全に関すること。
総務部 人事戦略担当部 施設管理担当部	１　区立施設の応急復旧・再建に関すること。 ２　施設、用地の総合的な利用調整に関すること。 ３　車両等の配置調整に関すること。 ４　職員配置および受援に関すること。 ５　他自治体への派遣要請および職員の受入れに関すること（他の部に属するものを除く。）。 ６　民間からの支援の受入れに関すること（他の部に属するものを除く。）。 ７　義援金品の受入・管理に関すること。 ８　必要な情報の記録（復興誌）に関すること。
区民部	１　税金等に関すること。 ２　り災証明に関すること
産業経済部 都市農業担当部	１　産業の復興に関すること。 ２　雇用の維持に関すること。
地域文化部	１　復興に係る町会自治会との連絡調整に関すること。 ２　被災文化財の修復に関すること。
福祉部 高齢施策担当部	１　被災者生活実態調査に関すること。 ２　社会福祉施設の復旧・再建に関すること。 ３　要配慮者の支援に関すること。 ４　生活支援（仮設住宅への支援含む。）対策に関すること（他の部に属するものを除く。）。 ５　一般ボランティアに関すること ６　義援金品の配分に関すること。
健康部 地域医療担当部	１　医療体制の整備に関すること。 ２　保衛衛生および生活環境の整備に関すること。 ３　専門ボランティアの受入れに関すること（他の部に属するものを除く。）。 ４　防疫に関すること。 ５　動物の保護に関すること。
環境部	１　ごみ、し尿、がれきの処理に関すること。

部名	分掌事務
都市整備部	１　都市復興に関すること。 ２　震災復興本部の庶務に関すること。 ３　震災復興本部会議の運営に関すること。 ４　災害対策本部と震災復興本部の連携に関すること。 ５　家屋被害概況調査に関すること。 ６　家屋被害状況調査に関すること。 ７　都市復興基本方針および都市復興基本計画の策定に関すること。 ８　建築制限の実施に関すること。 ９　復興地区区分の指定に関すること １０　仮設住宅の建設、入居、閉所に関すること。 １１　住宅復興に関すること。 １２　住宅の供給および再建支援に関すること。 １３　専門ボランティアの受入れに関すること（他の部に属するものを除く。）。 １４　地域協働復興に関すること。 １５　用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。
土木部	１　道路、公園等の復旧・復興に関すること。 ２　用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。
会計管理室	１　経費の収支に関すること。 ２　義援金の管理に関すること。
教育委員会事務局 教育振興部	１　学校教育活動の再開に関すること。 ２　被災児童・生徒等への支援に関すること。 ３　用地の確保に係る計画の立案及び調整の補佐に関すること。
教育委員会事務局 こども家庭部	１　保育の再開に関すること。 ２　被災児童への支援に関すること。
議会事務局	１　議会の開催に関すること。 ２　議会との連絡および調整に関すること。
選挙管理委員会 事務局	
監査事務局	
各部共通事項	１　区有施設の復旧・再建に関すること。 ２　情報提供および相談体制の整備に関すること。

第１章　第３節

震災復興のタイムライン

1　震災復興の全体像

甚大な被害が生じた場合の復興対策のシナリオを整理すると次ページのとおりである。応急対策の収束にあわせ、早い段階から復興準備をはじめ、概ね6か月で全体の復興計画をまとめる。

また、震災復興のタイムラインについては次ページ以降のとおりである。

◆復興のプロセスとスケジュールの概要

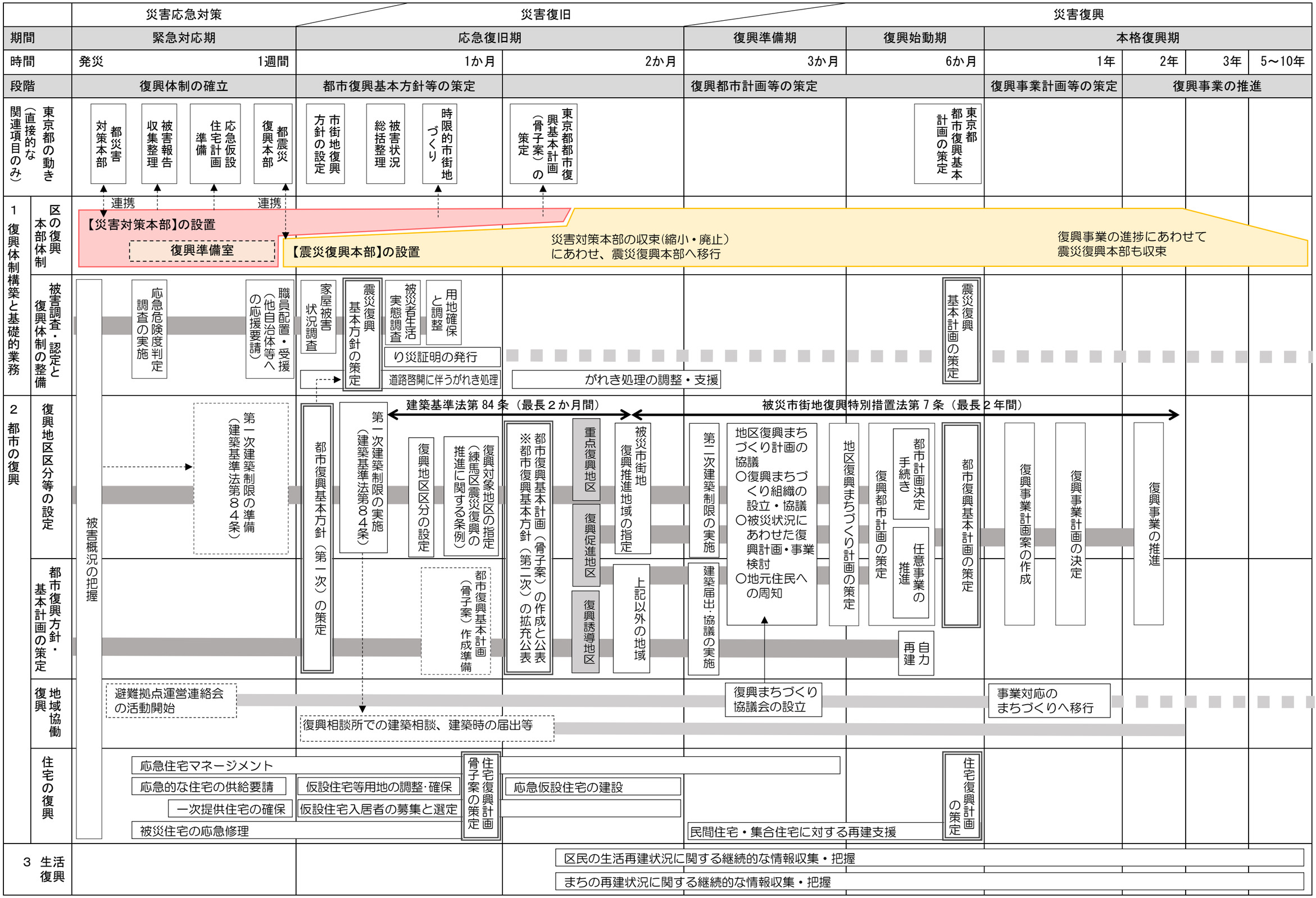

◆練馬区都市復興タイムライン全体版・・（発災～都市復興基本計画の策定まで）

資料：現行マニュアル,練馬区業務継続計画（地震編）,区市町村震災復興標準マニュアル(H29.3)

災害対応業務	主管課	関係部課	避難生活期					復興始動期			本格復興期		備考
			～1日	～3日	～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	～1年	1年～	
震災復興本部の設置の検討	都市計画課		■		■								
震災復興本部の設置、本部会議の開催、運営	都市計画課				■	■	■	■	■	■	■	■	「事業が軌道に乗った時」に解散
職員配置・受援（他自治体への応援要請）	受援本部		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
住家の公的被害認定調査の態勢整備	都市計画課			■									
住家の公的被害認定調査（1次）の実施	都市計画課					■	■						
住家の被害認定調査（2次）の実施	都市計画課	建築審査課,応援課					■	■					1か月以内に家屋被害台帳に入力し都へ報告
区有施設等の被害状況の把握	施設管理課	各所管課	■	■	■	■	■	■					
区有施設等の応急危険度判定	施設管理課	各所管課		■	■								
区有施設等の被災度区分判定	施設管理課	各所管課			■	■	■	■					
被災者生活実態調査	福祉部管理課	子育て支援課				■	■						被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）
中小企業の被害状況等の把握	経済課	商工観光課		■	■	■	■						
園児・児童・生徒の状況把握,相談窓口の開設	教育振興部	こども家庭部	■	■	■	■	■						
被災統計データベースの構築、更新	各調査担当課	都市計画課,データベース利用課	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	1か月以降=データベース利用開始
住まいとまちの復旧・復興状況の継続的把握	震災復興本部事務局	都市計画課						■	■	■	■	■	6か月,1年後に復興状況を公表
り災証明書の発行準備	戸籍住民課			■	■	■							
り災証明書の発行	戸籍住民課						■	■	■	■	■	■	再調査を1か月以降に実施
被災者台帳の整備	関係各課				■	■	■	■	■	■	■	■	
区民へメッセージ発信～震災復興基本方針の検討～決定	企画課				■	■	■	■					基本方針案の検討は10日以内
震災復興基本計画の策定、公表	企画課								■	■	■	■	案の公表と区民意見募集が4か月後
震災復興のための財政需要の推定	財政課	各部課			■	■	■	■	■	■			応急復旧事業,復興事業等,段階ごと
震災復興基金の創設	財政課	都市計画課				■	■	■	■	■	■	■	国,都の支援制度に対応
オープンスペース(応急仮設住宅や一次仮置場等候補地)の現場調査,利用調整	経理用地課	企画課,住宅課,防災計画課,都市計画課,清掃リサイクル課	■	■	■	■	■						12h以内。用地利用調整会議を設置
がれき処理	清掃リサイクル課	区有施設所管課			■	■	■	■	■	■	■	■	1週間以降に災害廃棄物処理実行計画の策定・実施
広報活動	広聴広報課	関係各課	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	全体公報と個別(分野別)公報。
復興に関する分野別相談窓口の開設	震災復興本部事務局	広聴広報課,各部課				■	■	■	■	■	■	■	
家屋被害概況調査（情報収集および現地調査準備）	東部地域まちづくり課		■										情報収集6h以内,地区選定12h以内
家屋被害概況調査（調査地区の選定）	東部地域まちづくり課		■										12h以内
家屋被害概況調査（現地調査）	東部地域まちづくり課		■	■									
家屋被害概況調査（整理等および都への報告）	東部地域まちづくり課			■	■								
都市復興基本方針（第1次）の策定	都市計画課	企画課			■	■							案の段階で都と調整
都市復興基本方針（第2次）の策定	都市計画課	企画課				■	■	■					必要に応じて実施
第1次建築制限の検討～指定および告示	都市計画課	建築審査課			■	■							
第1次建築制限の実施	都市計画課	建築審査課				■	■	■					基本1か月,延長で最長2か月。
時限的市街地づくりの方針案の決定	都市計画課	住宅課					■						
時限的市街地の配置計画の策定～建設	住宅課							■					応急仮設住宅の建設は都に依頼
復興対象地区区分の設定	都市計画課						■						
復興対象地区区分の見直し	都市計画課							■	■	■			
都市復興基本計画案の検討、公表	都市計画課	企画課						■	■				
都市復興基本計画の策定、公表	都市計画課	企画課								■	■	■	区全体が対象。6か月以内策定が目途
被災市街地復興推進地域の指定（都市計画決定,告示）	都市計画課						■	■					「重点復興地区」が基本
第2次建築制限の実施	都市計画課	建築審査課							■	■	■	■	最長2年。解除の周知が重要。
復興まちづくり方針案～復興まちづくり計画の策定、公表	まちづくり各課	都市計画課						■	■	■			協議会の提案を反映し策定
								■	■	■			
復興準備会の立上げ	まちづくり各課	都市計画課				■	■						地区単位
復興準備会と事前協議	まちづくり各課	都市計画課				■	■						
復興まちづくり協議会の発足と認定	まちづくり各課	都市計画課					■	■	■				
区と協議会との意見交換	まちづくり各課						■	■	■	■	■		
時限的市街地の用地さがし（協議会からの申込みに対応）	住宅課						■	■					
時限的市街地の運営体制づくり	住宅課						■	■	■	■	■	■	
復興まちづくり広報の展開	まちづくり各課							■	■	■	■	■	域外被災者等への情報連絡も実施
復興まちづくり事務所と相談窓口の開設	まちづくり各課							■	■	■	■	■	
支援専門家の選任、派遣	都市計画課							■	■	■	■	■	みどりのまちづくりセンターが協力
復興まちづくり方針説明会の開催、区との意見交換	まちづくり各課							■					行政主導で行う地区で実施
復興まちづくり提案の検討と提出	まちづくり各課								■	■			復興まちづくり協議会が検討
課題・地区別の検討会の実施	まちづくり各課								■	■			必要に応じて実施
区営住宅等の被災度区分判定～本復旧工事の準備	施設管理課	住宅課		■	■	■							補修・補強、建替え
応急危険度判定（建築物）の態勢整備（人員、地区順等）	建築課	土木部	■										3h以内。災対本部が実施
応急危険度判定（建築物）の実施（優先調査）	建築課	土木部	■	■									災対本部が実施。
応急危険度判定（建築物）の実施（優先調査以外）	建築審査課	開発調整課		■	■								
被災宅地危険度判定の態勢整備	開発調整課	土木部	■										3h以内
被災宅地危険度判定の実施	開発調整課	土木部	■	■	■								
住宅等の応急修理申請の受付～施工	住宅課					■	■						業者との契約は都。1か月以内に完了
住宅復興計画の原案策定・公表～成案策定	住宅課					■	■	■	■	■			原案時点で都へ意見照会
応急仮設住宅の必要数の検討	住宅課	都市計画課	■	■	■	■	■						借上げ,空家活用等を含
応急仮設住宅（建設）の入居募集（都と連携）	住宅課							■					建設は都
仮設住宅等応急的な住宅の管理	住宅課							■	■	■	■	■	最長,建設後2年だが延長有。
民間住宅に対する再建支援	住宅課								■	■	■	■	
マンション建替え等の合意形成支援	住宅課	都市計画課						■	■	■	■	■	アドバイザーの派遣事務。
マンションの建替え・補修支援事業	住宅課								■	■	■	■	3か月程度後。
区営住宅等の応急対応工事	住宅課			■									区営,高齢者集合,従前居住者用
区営住宅等の本復旧工事の実施	住宅課					■	■	■					補修・補強、建替え
民間住宅の買取り、借上げの検討、被災者意向調査	住宅課					■	■	■	■	■			
民間住宅の買取り、借上げ、入居者の募集・選定	住宅課										■	■	
商店街等の生活拠点の確保	経済課	商工観光課						■	■	■	■	■	
地域コミュニティの再建と強化（慰霊祭や地域イベント等）	地域振興課	まちづくり各課						■	■	■	■	■	必要に応じて実施
要配慮者へ必要な福祉サービスを提供	福祉部管理課	総合福祉事務所					■						

◆都市の復興の全体像

都市の復興における基本的な手順は下図のとおりとする。

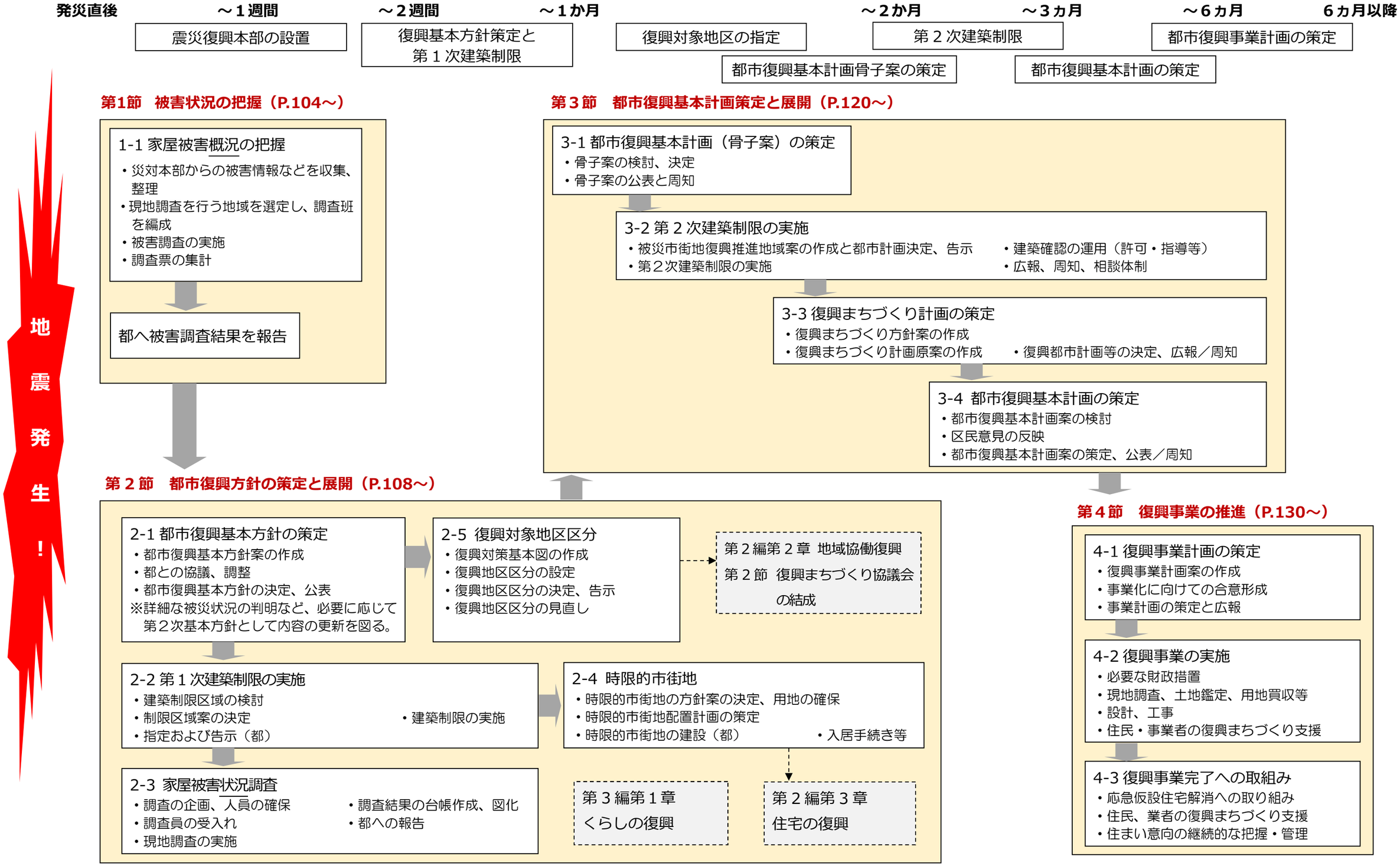

◆地域協働復興の全体像

都市の復興における重点復興地区等において、地域住民により組織され区に認定された地域復興組織（復興まちづくり協議会とよぶ。都マニュアルの地域復興協議会に相当）と区とが、協働してまちの復興を展開する手順を定める。基本的な手順は下図のとおりとする。

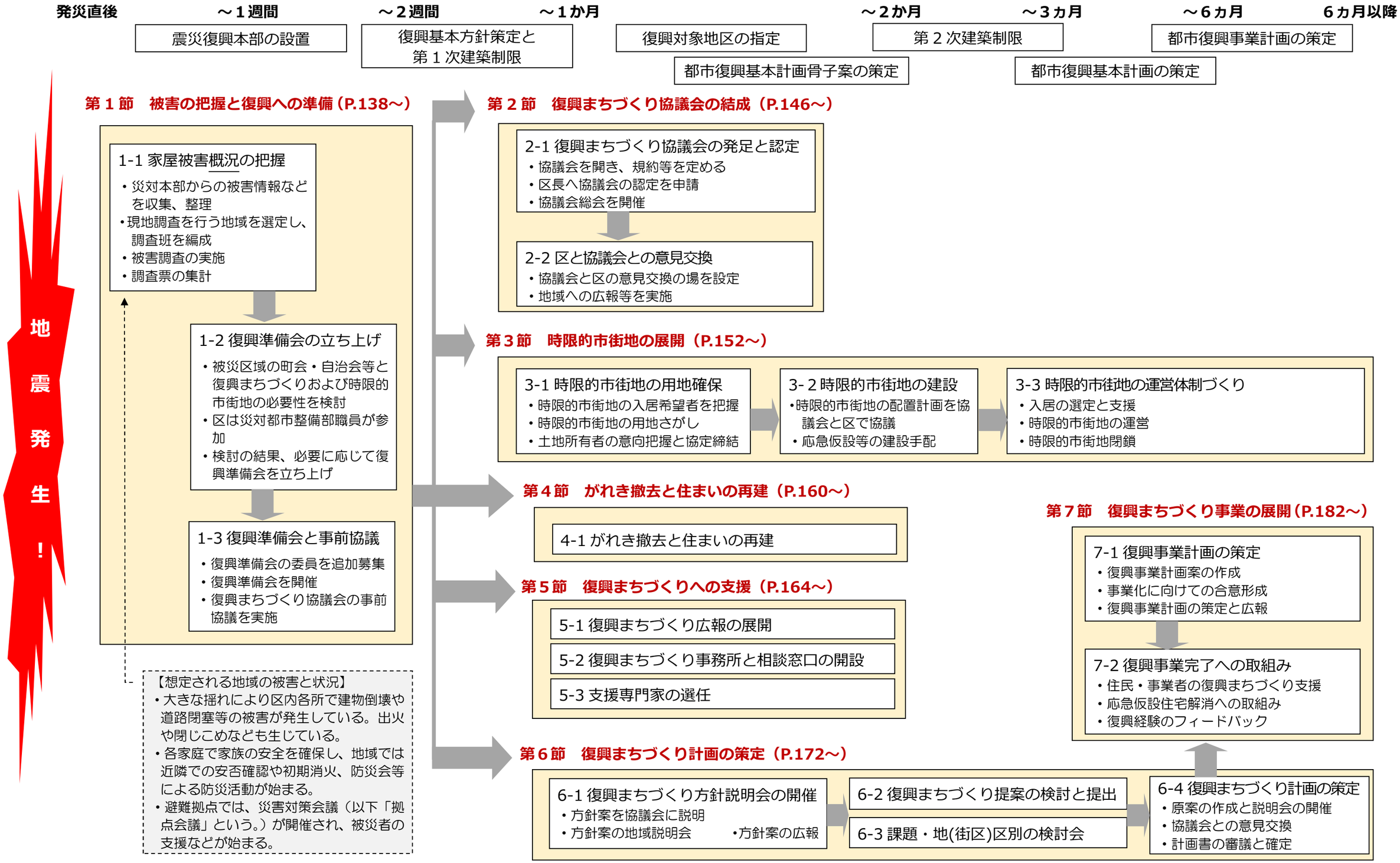

◆住宅の復興の全体像

住宅都市の復興における基本的な手順は下図のとおりとする。

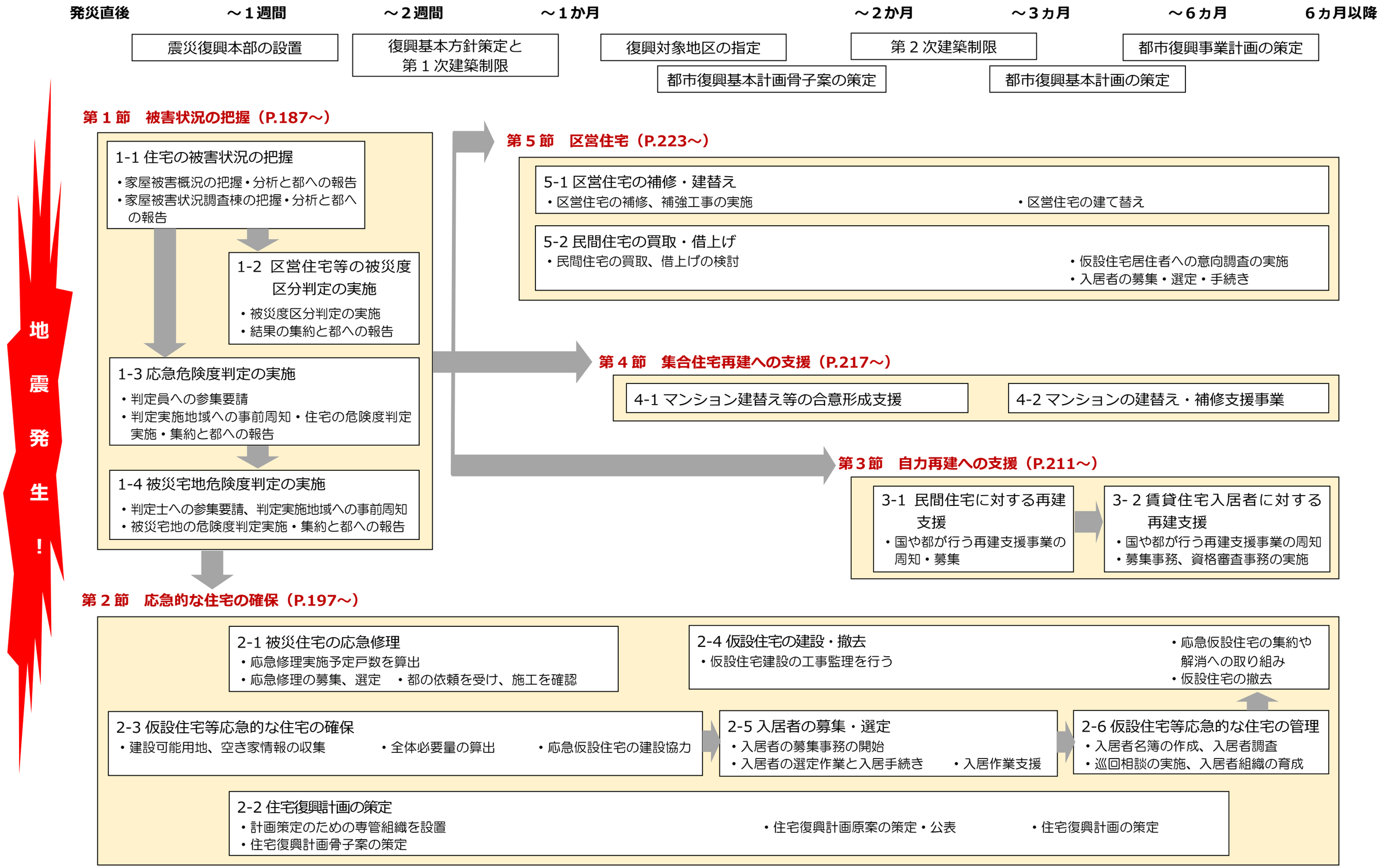

第１章　第４節

事前まちづくりと復興への準備

発災前に地震に強いまちづくりをしておくことにより地震被害を軽減することができる。

行政は、各種のまちづくり事業や個人住宅の耐震化促進などにより、ハード面から地震に強いまちづくりを進めるとともに、ソフト面からも地域のまちづくり活動やコミュニティ活動などを支援することにより、被災時における地域の協力体制が円滑に機能するようにすることが求められる。

また、迅速な復興を展開するために、復興マニュアルの定期的な見直し、区民への復興まちづくりの周知・啓発、行政職員の震災復興訓練などを継続的に行う。

1　災害に強いまちづくり

★地域防災計画
Ⅰ防災共通編
第3部　基本的な対策
第1章　地域防災力の向上
第1節　地域防災力の向上計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、まちづくり各課、建築課	都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、まちづくり各課、建築課

震災が発生する前に、地震に強い・被害が出にくい市街地をつくっておくことにより、被害を最小限に食い止めることができる。このため震災被害が見込まれる地域を中心に、被災前からまちづくりに取り組む。

密集事業や地区計画などにより、地域全体を震災に強いまちにするとともに、個人住宅の耐震化を促進する。

まちづくり条例を活用して、区民と区が協働したまちづくりを進める。

一目で分かる!　プロセスの概略

発災前	地震に強いまちづくりを展開する

▲　詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

○　環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意事項

○　平常時から地震災害を防ぐためのまちづくり活動に区民の理解を得る。

○　耐震診断や耐震改修に関する助成事業の充実を図るとともに、住まいの耐震に関する意識啓発を行う。

◆行動の手順（【　】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）

区民と区が協働した
まちづくりの展開
【都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、まちづくり各課、建築課、交通企画課、計画課】

↓

発災

① 都市計画課
- 都市計画マスタープランの都市防災についての記述に、事前復興の観点を取り入れて充実する。

② まちづくり各課
- 密集事業や地区計画などにより、地震災害に強いまちづくりを推進する。

③ 建築課
- 住まいの耐震診断や耐震改修助成により建築物の耐震化を促進する。

④ 交通企画課、計画課
- 道路のもつ延焼遮断帯としての機能や、安全な避難路としての機能の向上等を図るため、都市計画道路、生活幹線道路等を整備する。

⑤ 都市計画課（みどりのまちづくりセンター）
- 区民から面整備を含まないまちづくりの相談があった場合には、防災面からのまちづくりについても助言する。

⑥ その他公共施設の所管課
- 災害時の役割を勘案して、防災機能の強化、公共空間の緑化、公的施設の耐震化、防災対策強化に取り組む。

この項で必要な物品

- 練馬区都市計画マスタープラン　□
- 練馬区まちづくり条例　□
- 　□
- 　□
- 　□
- 　□
- 　□

☆ *この項に関連する資料ページ*
-
-

2　地域コミュニティの活性化

★地域防災計画
Ⅰ防災共通編
第3部　基本的な対策
第1章　地域防災力の向上
第1節　地域防災力の向上計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
地域振興課、まちづくり各課、都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、商工観光課、区民防災課	地域振興課、まちづくり各課、都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、商工観光課、区民防災課

都市においてはコミュニティ意識が希薄化しがちであるが、震災時の応急期や復興にあたっては隣近所の助け合いなど「共助」が重要になる。

このため既存コミュニティの活性化や新たなコミュニティ活動を支援する。具体的には、平常時の町会自治会、区民防災組織、まちづくり協議会、商店会、ＰＴＡ活動など震災時に機能するコミュニティ活動を支援する。

一目で分かる!　プロセスの概略

発災前	地域コミュニティの活性化を展開

▲　詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

○　環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意事項

○　平常時のコミュニティ組織は、地域協働復興の母体となる復興協議会へ移行する可能性があることに留意する。このため、コミュニティ組織に地域協働復興の仕組みを理解してもらうよう工夫すること。

◆行動の手順（【　】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）

地域コミュニティの活性化の展開
【地域振興課、まちづくり各課、都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、商工観光課、区民防災課】

① 地域振興課
- 町会、自治会等の既存コミュニティの活性化策を検討する。

② まちづくり各課
- まちづくり協議会の活動を支援する。

③ 商工観光課
- 商店会の活動を支援し、活性化を図る。

④ 区民防災課
- 区民防災組織の活動を強化する。

⑤ その他の部課
- 様々な区民の自主的な地域活動を支援する。

⑥ 都市計画課（みどりのまちづくりセンター）
- 地域のまちづくり活動やテーマ型まちづくりを支援する。

発災

この項で必要な物品
・ □
・ □
・ □
・ □
・ □
・ □
・ □

☆ *この項に関連する資料ページ*
-
-

3　復興への意識啓発と復興訓練

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課、危機管理課	都市計画課、危機管理課

予想される震災に備えて、震災復興マニュアルを定期的に見直すとともに、行政職員と区民が協働の理念や復興手順を共有するため、継続的に復興の意識啓発を行う。

区民向けおよび地域リーダー向けには復興についてわかりやすい小冊子等情報発信を行う。

復興に備えて訓練を行い、マニュアルの習熟、まちづくり意識の普及につとめる。

一目で分かる!　プロセスの概略	
発災前	復興マニュアルの見直し
	復興に関する広報・啓発活動
	震災復興訓練を継続的に行う

▲　詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意事項

○　復興マニュアルの見直しなど、持続的に復興への備えを検討する体制づくりを心がける。

○　地域防災計画の復興の計画を充実する。

◆行動の手順（【　】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）

復興マニュアルの見直し
【都市計画課、危機管理課、関連各部課】

① 地域防災計画の見直し等と並行して、復興マニュアルを見直す。

復興に関する広報啓発
【都市計画課・危機管理課】

① 震災復興マニュアルに基づいて、区民に、復興の理念や手順等を啓発する。

震災復興訓練の実施
【都市計画課・危機管理課・関連各部課】

① 行政職員による震災復興訓練
防災訓練等の機会を使って、復興対策を展開するための訓練を実施する。訓練結果を基にマニュアル等を修正する。

発災

この項で必要な物品

- □
- □
- □
- □
- □
- □
- □

☆ *この項に関連する資料ページ*

- 資料第 O11-1　地域協働復興訓練の事例
  資５～８ページ